

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 30 日現在

機関番号：14401

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2012～2014

課題番号：24652141

研究課題名(和文) 占領軍被害の研究

研究課題名(英文) Study on Human Damage caused by Occupation Forces

研究代表者

藤目 ゆき (Fujime, Yuki)

大阪大学・人間科学研究科・教授

研究者番号：60222410

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)： 連合国占領軍の事件・事故に起因する人身被害に関する研究を行い、被害者とその遺族が受けた心理的・社会的・経済的ダメージやその後の暮らし、現在の心境・考えなどを明らかにした。全国調達庁職員労働組合による被害実態調査について、1000件を超える調査票の内容をデータ入力し、地方ごとに年表およびマップを作成した。GHQと米日両政府・被害者及びその遺族・政党や労働組合などの社会団体の動向を調査し、補償請求運動と立法化の過程を解明した。また、占領軍被害補償問題を原爆や空襲の被害、「慰安婦」被害など他の補償請求問題との比較検討・関係性の考察を進めた。

研究成果の概要(英文)： I performed a study on human damage caused by crimes and accidents of the Allied occupation forces. I also studied psychological and social economic damage of victims, their later lives and state of mind. I investigate more than 1000 sheets of questionnaire kept by the Japan National Procurement agency Labor Union and made its data base. I also made chronological tables and maps of different districts.

I clarified how American and Japanese government were dealing with victims' distress and how compensation campaign for victims were developed. Victims established their own alliance organization. And the Japan National Procurement agency Labor Union, Japan Lawyers Association for Freedom and Japan Socialist Party supported victims' alliance. As a result of this campaign, a law to pay an ex gratia payment was established. Furthermore, I examined ideas and discourses about compensation for victims of occupation forces.

研究分野：日本近現代史

キーワード：占領軍 戦後補償 全調達 進駐軍被害者連合会 連合国対日占領 調達庁

1. 研究開始当初の背景

連合軍による日本占領の時期、多数の老若男女が、殺人、暴行、レイプ、性売買、強盗、轢き逃げといった占領軍による犯罪・暴力の人身被害を受けた。また、労務動員中の事故や軍機の墜落などによる人身事故・事件が多発し、多数の人々が死傷した。しかし、このような占領軍が引き起こした犯罪・事故に起因する人身被害に関しては、従来、学術的な研究が行われていなかった。

研究代表者は小論「広島県・山口県における占領軍被害」(『アジア現代女性史』第6号、2010年12月)において、学術的にはほとんど先行研究のなかった占領軍被害を主題とし、中国地方の二県に焦点をあてて実証的に解明した。本研究は、この小論の成果を発展させ、日本全国の占領軍被害状況を包括的に研究しようとした。

2. 研究の目的

研究課題「占領軍被害の研究」の目的は、連合軍による日本占領期に連合軍が引き起こした事故および犯罪が全国各地でどのような被害をもたらしたか、また、その被害に対して連合軍・日本政府・被害当事者とその遺族たち、各政党・労働組合などの社会団体がどのように対応したか、補償を求める当事者やそれをとりまく社会意識や思想がどのようなものであったかを調査・分析し、これまで学術的研究がほとんど行われていなかった占領軍被害と補償問題の歴史的意義を明らかにすることである。

3. 研究の方法

(1) 全国調達庁職員労働組合資料の分析

占領軍の犯罪・事故による被害に対しては、連合軍がその補償責任を認めなかったため日本政府が一定の補償的措置をとった。それが不十分として補償請求運動が展開され、1961年に「連合軍占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律」が制定される。この運動と結びついて、全国調達庁職員労働組合が全国的な実態調査を実施した。その調査票は、被害状況の詳細、事件後の占領軍・日本政府からの対応、被害者とその遺族が受けた心理的・社会的・経済的ダメージやその後の暮らし、現在の心境・考えなどが詳しく記入されているが、その大部分は未公表である。1961年の法律制以後は封印され、長く全日本調達庁職員労働組合の関係者が保管していたが、重大かつ貴重な資料であるため公にしたいという希望から、ある出版関係者に原本を託した。応募者はこの資料の存在を知り、その意義を確信し、複写を入手して保有している。本研究では、これらの資料から各地域の共通性と地域ごとの特色、地域間のつながりと全体像を解明する。

(2) 資料の探査・収集・分析

全国調達庁職員労働組合の調査票以外の

資料を系統的に探査・収集し、分析する。

占領軍被害補償請求運動の全体像に近づくために、進駐軍被害者連合会・全国調達庁職員労働組合・自由法曹団をはじめとする諸団体の議事録、通信、名簿、私信などをふくむ資料を収集し、運動の成立と展開を跡付け、全国組織と地方組織の関係性、運動のなかでの争点や課題、戦後補償をめぐる議論の方向性などを明らかにする。また、国・地方自治体・個人が保有する資料を収集する。地域情報については、地方新聞や地方自治体の公文書館・図書館が所蔵する占領軍被害に関連する資料を広く探索し、収集する。行政史料については地方自治体がそれぞれ保存しているものの他、被害者給付金審査会の会議録や『連合軍占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律関係法令集』、『占領軍関係人身被害実態調査結果報告書』、『連合軍占領軍等の行為等による人身被害者の救済措置』といった資料が存在する。これらは国会図書館や一部大学図書館に所蔵されているので、適宜参照する。

(3) インタビューと対話による聞き取り調査

団体に関しては、被害補償請求運動に関与した全国調達庁職員労働組合・進駐軍被害者連合会・自由法曹団などの団体を中心に、当時を知る関係者から聞き取り調査を行う。占領軍人身被害の当事者・遺族からの聞き取りも不可欠である。自分や家族の経験を語り得る人々が健在であるうちに、プライバシー保護に十分な配慮をしつつ系統的な聞き取りの計画を立て、その人々の当時の経験や現在の心境に耳を傾け、記録する。また、占領軍被害補償が戦争被害補償問題の一部であることから、原爆被害や都市空襲被害、日本軍「慰安婦」被害といった他の戦後補償問題に取り組む研究者・活動者・被害当事者へのインタビューと対話を重視する。

4. 研究成果

(1) 全国調達庁職員労働組合が行った調査票は北海道、関東、東北、中部、関西、中国、九州、沖縄と地区別にファイルされており、ファイルには1000件をこえる調査票や資料、回答者からの私信などが綴じてある。これらは、占領軍の事故および犯罪が全国各地でどのように被害をもたらしたかを示す非常に貴重な資料である。そこで研究代表者は研究協力者・大学院生の協力を得て、全調査票のエクセルおよびテキスト形式にデータ入力を実施した。この入力作業と並行して、協力者たちと共に占領軍被害研究会を重ね、地方ごとに人身被害事件の年表およびマップを作成した。それらデータの一端はすでに論文の形式ですでに発表している。また、図書・CDなどの形でのデータの公刊に向けて、個人情報保護のために万全を期すため、個人名や住所などのマスキング処置をはじめとした適切な公刊方法を出版社と協議中である。

(2) 「連合軍占領軍の事故・犯罪による人身被害」と題する論文を執筆し、占領下の人身被害に対するGHQと米政府・日本政府・被害者及びその遺族・政党や労働組合などの社会団体の対応を明らかにした(『平和研究入門』所収)。その概要は次のとおりである。

占領下の人身被害は、日本国が行った戦争の結果たる連合軍占領の被害者であり、占領軍人による命令や不法行為によってもたらされた損害であった。が、その被害者総体に対する国家補償は占領軍・日本政府のどちらからも行われなかった。

占領下、日本政府は爆発事故が相次ぐ中で占領軍に賠償責任(使用者責任)をとるよう求めたが、GHQは46年9月11日「日本帝国政府に対し連合軍最高司令官は、損害賠償請求権に関する責任に対しては何等法的根拠を認めず、且つこれが判定並びに支払に対し、何等責任を負わざることを通達す」と、その責任を否認する旨を通知している。GHQの意向がどうであれ、日本政府が被害者を救済するためには、二又トンネル爆発事件の事例に見るように戦時災害保護法の適用が可能であった。が、実際には戦時災害保護施策は原爆投下をふくむ敗戦までの都市空襲の被害者に対しても敗戦後早々に打ち切られた。占領開始後の人身被害者の救済は行政措置による見舞金の支給にとどまり、しかも見舞金支給の仕組みは周知されなかったため何も知らないままの被害者が多かった。また支給手続きがあまりに煩雑で、そのうえ金額があまりに少ないため、あえて手続きしようとする被害者もいた。占領軍の不法行為はプレスコードで報道が阻まれており日本の警察が占領軍犯罪の捜査権をもたず、被害者に諦めるよう説得するような実情であったから、被害者が公の救済を求めるのは難しかった。かくして占領軍被害者の救済や補償という問題は、講和条約発効以後に積み残された。

サンフランシスコ講和条約第19条(a)項は、講和までの連合国と日本の戦争期間に生じた「日本国及びその国民」のすべての請求権を放棄するとした。他方、日米安全保障条約においては、第18条に駐留米軍の賠償に関する条文が盛り込まれた。講和・安保・行政協定が同時に発効する52年4月28日、行政協定の実施に伴う民事特別法も公布され、5月16日には駐留米軍から損害を受けた者への補償金・見舞金の支給問題に関する閣議決定が行われる。このような安保がらみの法的社会的整備が、占領軍被害者に対する措置を再考させる契機となった。政府は占領下の見舞金が行政協定に基づく補償金に比べて過小と認め、52年5月27日に「進駐軍による事故のため、被害をうけた者に対する見舞金の取り扱いに関する件」を閣議了解、見舞金の追求措置を決めた。占領下には厚生省が見舞金支給を所管したが、講和と安保の両条約発効後、行政協定に基づく補償業務を所管す

る調達庁が厚生省にかわって占領下被害者への見舞金支給の所管官庁となった。52年・53年の両年に占領軍被害者への追給措置と未受給者への支給措置がとられた。だがこの措置も損害を償うには貧弱で、行政協定に基づく補償に比してあまりに低額であった。

占領軍被害者たちは講和条約締結に際して日本政府が連合国に対する賠償請求権を放棄したことをふまえ、国に対して損害賠償訴訟を提起し、また、救済・補償のための法律制定を求めて運動を展開するようになった。これらの補償請求運動は広島県呉市から始まり、1959年の全国進駐軍被害者連合会結成までに19の都道府県に被害者の会が組織される。自由法曹団、社会党、全国調達庁職員労働組合などが被害者たちの補償請求運動を支持し、実態調査や世論喚起に協力した。各地で被害者たちは裁判の一方、立法的解決を求めて国会にも働きかけ、社会党議員や地元議員らの応援を得て何度も陳情・請願を行い、50年代末には国会の場で幾度も補償問題がとりあげられるようになった。

政府は調達庁をこの問題に対応する主務官庁と決め、59年度には400万円の予算措置を講じて被害実態調査を実施する。その結果をふまえて61年5月の第38回国会に内閣は「連合軍占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案」を提出する。このとき、社会党も同名で内容もほぼ同じ法案を出した。同年秋の第39臨時国会で社会党は自党の法案を撤回し、同国会で内閣提案の法案が審議され、自民・社会・民社三党の議28名から給付金を増額する修正案をふくめて採択・可決された。

しかし、「見舞金ではなく補償を」という被害者の願いに反して、この法律は給付金を支給するための法律にすぎず、給付金はそれまでの見舞金の延長にすぎなかった。この給付金支給法の下で定められた給付金額は被害者たちが要求していた金額の半以下に留まり、被害者たちはついに国家補償を認められなかった。しかも法の適用範囲は「日本国籍を有する者」に限られた。

(3) 占領軍被害補償をめぐる言説・社会意識・思想について調査し、他の、原爆や空襲の被害、「慰安婦」被害などをめぐる言説・社会意識・思想との比較検討および関係性の考察を進めた。その概要は次のとおりである。

1950年代末に占領軍被害補償運動の中で登場した「安保改定より占領軍被害者に補償を」という呼びかけには、戦争による被害者をこれ以上生み出さないという被害者たちの平和への希求が表出した。が、60年に新安保条約が成立し、池田内閣が発足すると、安保・戦争や米軍駐留問題に対する国民の関心は急速に薄れていった。国は61年の法律制定を以て占領軍被害補償は基本的に解決されたものとし、その後この問題は大きく社会的注目を集めることなく、忘れられていった。

全国進駐軍被害者連合会の活動は停止し、全国調達庁職員労働組合は1962年に解散する。同年5月に防衛施設庁法が成立し、11月1日に調達庁と防衛庁建設本部が統合され、調達庁職員は一般職から防衛庁特別職に切りかえられたため、団結権を失い、同日、解散を余儀なくされたのである。その後も呉で被害者組織を結成していた中安甚五郎らは給付金支給法に納得できず、あくまでも国家補償を求め、「平和条約19条による損害賠償請求権の喪失と国に対する補償請求の許否裁判」を提起していたが、69年、最高裁は原告の主張を退けた高裁判決を支持し、「講和条約条の規定により損害賠償請求権を喪失した者は、国に対しその喪失による損害について補償を請求することは許されない」として訴えを棄却している。他にも鹿児島県桜島の不発弾処理事件をめぐる裁判のように、司法の場で争われた事例が存在する。だが、占領軍被害補償運動が広範囲に社会的な注目を浴びて支援を受けてきたとはいえない。そのような裁判が行われていること自体、一般にはほとんど知られてこなかった。

原爆や一般空襲の被害、またアジア諸地域からの強制連行や「慰安婦」被害などに関連する補償請求は被害者と支援者の組織的活動が長年続いており、そのような運動の存在が広く認知されている。対照的に、占領下の人身被害に対する国民的認知度は低い。占領軍被害補償運動は政府提案の給付金支給法が成立した後は基本的に終息・分散していった。この法律は、悲惨な窮状にある占領軍被害者の救済という一点で与野党が合意して成立した。支援した革新政党、法律家、議員の中にも法律の理念や戦後補償の思想の普及よりも早急な給付金支給の立法化を優先させる考え方が存在した。このようにして、新安保条約の成立・防衛施設庁の設置といった新安保体制の確立期に、理念と思想を排除した決着がつけられ、占領軍人身被害問題は忘れられていった。

占領下の人身被害問題は戦後日本史認識のミッシングリンクであるといわざるをえない。原爆や一般空襲のような無条件降伏直前の戦争被害と、日米安保に基づく駐留米軍犯罪被害との間に位置するまぎれもない戦争被害が認識されていないということであり、この認識の空白は日本近現代史の全体像を国民に見えなくさせ、戦後補償思想の深化を妨げ、補償をめぐる議論を「被害対加害」という観念的二項対立へと迷い込ませかねない。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

藤目ゆき「日米軍事同盟が生み出した性売買

をどう考えるのか」『シノドス』vol.130+131、2013年8月。査読無し。

〔学会発表〕(計 2 件)

藤目ゆき「宋連玉『植民地主義からみる慰安婦問題』に対するコメント」女性史総合研究会、2014年11月1日、ウイングス京都

藤目ゆき「広島湾地域の軍事化と性暴力」日本平和学会2013年度春季研究大会、2013年6月16日、大阪大学豊中キャンパス

〔図書〕(計 3 件)

藤目ゆき『「慰安婦」問題の本質 - 公娼制度と日本人「慰安婦」の不可視化』白澤社、2015年、総204頁

牟田和恵編『改訂版 ジェンダー・スタディーズ (大阪大学新世紀レクチャー)』大阪大学出版会、2015年、

木戸衛一編『平和研究入門』大阪大学出版会、2014年、40~54頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

大阪大学研究者詳細

<http://www.dma.jim.osaka-u.ac.jp/view?u=6732>

アジア現代女性史研究会のホームページ

<http://cawa.jpn.org/>

多文化共生社会論のホームページ

<http://tabunkakyosei.hus.osaka-u.ac.jp/>

6. 研究組織

研究代表者

藤目ゆき (FUJIME, Yuki)

研究者番号: 60222410